

まちねっと

地域福祉アンテナショップ スマイルキッチン ～だれでもふらっと立ち寄れる地域交流スペース～

スマイルキッチンは緑豊かな保護樹林地の中にある地域福祉アンテナショップです。4月から地域住民の交流スペースとして「食と人と交流」を活動のテーマに取り組んでいます。

美味しく食べて飲んで交流 「ベジムービー」

隣接するスマイル農園で収穫された旬の野菜を食しながら交流します。短編映画の上映や農園主から野菜にまつわる逸話の紹介もあります。

日 時：11月2日(木) 19時～20時半

参加費：500円(1ドリンク付き)

2杯目以降は1杯100円～

定 員：15名

申込み：電話(地域福祉コーディネーター4面)

または申込フォーム



申込フォームこちら↑

毎週水曜日は「ものづくりの会」

もの作りが好きな方が自分の好きなことを持ち寄って楽しんでいます。これから何か始めてみたいという方もぞいてください。お好きな時間にご参加ください。

日 時：毎週(水) 10時～16時



認知症声掛け模擬訓練

～まちなかで認知症が疑われる高齢者を見かけたらどうしますか？～

認知症の方が外出して帰れなくなると、交通事故にあってしまう等、重大な事故の発生につながることがあります。ただ、まちなかで気になる方を見かけても「どう対応したらよいのかわからない」ということがあるかもしれません。

模擬訓練では認知症を正しく理解し、本人に配慮した声掛けや見守りについて学びます。認知症になっても安心して暮らしていくことができる地域について考えてみませんか。



認知症サポーター養成講座の受講を希望される方は
さいわい地域包括支援センター(4面)へお問合せください。

日 時：10月14日(土) 10時半～12時
場 所：立川幸町団地 集会所及び敷地内
(幸町4-52)

参加費：無料 定 員：15名

主 催：さいわい町地域懇談会

協 力：立川幸町団地自治会

北部中さいわい地域包括支援センター

【問合せ・申込み】

電話(地域福祉コーディネーター4面)または
申込フォーム

申込フォームこちら↓



毎週 月曜日・水曜日・金曜日
第1土曜日

10時～16時 (祝・祭日を除く)

食べて元気いっぱいだれでも食堂
第3日曜日 12時～14時

【問合せ】地域福祉コーディネーター(4面)

テーブル茶道 ～座って楽しむ茶の湯～

イスに座って茶道を体験してみませんか？
正座が苦手な方でも大丈夫です。

初めての方も気軽に参加できます。

日 時：10月16日(月)・30日(月)

10時～12時

参加費：100円(お茶・お菓子代)

*直接、会場へお越しください



参加者募集中
目指せ!健康寿命100歳

初めての方でも気軽に参加できる導引養生気功です。氣(エネルギー)を蓄えて毎日を元気に過ごしましょう。

導引養生功幸教室

日 時：毎月第1・3(木) 10時～12時
場 所：幸学習館(幸町2-1-3)
参加費：1,500円/月
問合せ・申込み：
☎080-5455-5916 阿部さん



第4回平和の心コンサート

『アメリカ音楽とミュージカル』

国立音楽大学大学院特任教授の吉成 順氏による、レクチャーコンサートが開催されます。ぜひ、生演奏を味わってみませんか。

日 時：11月5日(日)
14時～16時 (開場13時20分～)
場 所：女性総合センター・アイム ホール
(曙町2-36-2 立川駅北口徒歩5分)
講 師：吉成 順氏
(国立音楽大学大学院特任教授)
出演者：加畑 奈美氏(ピアノ)
井谷 萌子氏(メゾソプラノ)
参加費：500円
定 員：100名
申込み：不要 *当日会場にて受付ます
主催・問合せ：☎090-2410-4360
立川ユネスコ協会 広瀬さん

幸学習館の講座

①多文化共生・国際理解講座

「多文化共生において私にもできること
～やさしい日本語～」

日本に住む外国人や外国人旅行者などとのコミュニケーションとして最適とされている「やさしい日本語」。その重要性、役割を講師より聞き、実際に「やさしい日本語」を作ってみる練習もします。

日 時：2024年1月18日(木) 10時～12時
場 所：立川市役所101会議室
(泉町1156-9)
講 師：ピッチフォード理絵氏
(YSCグローバルスクール統括コーディネーター)



②人権講座

「ヤングケアラーについて学ぼう
～子ども・若者の心に寄りそうために～」

「ヤングケアラー」の実情、困りごと、生活への影響、さらに学校や地域が求められることは何かを学びます。

日 時：2024年2月8日(木) 13時半～15時半
場 所：幸学習館 講堂(幸町2-1-3)
講 師：田中 悠美子氏
(一般社団法人ケアラーワークス 代表理事)

【問合せ・申込み】

立川市生涯学習推進センター 幸学習館
☎042-534-3076

幸児童館 ハロウィンタッチ祭

ゲーム・ビンゴ大会があります。ご参加をお待ちしています。

日 時：10月28日(土)
①10時半～正午(対象：乳幼児)
②14時～16時(対象：小学生～高校生の年代)
定 員：①35組 ②50人
申込み：10月14日(土)～27日(金)
*直接、幸児童館で申し込みをしてください



▶地域福祉コーディネーター

みなさんと一緒に地域福祉活動をすすめる社会福祉協議会の職員です。砂川町・柏町・幸町・泉町に配置され「誰もがはつづくにくらせるしあわせなまち立川」を目指して活動しています。

社協HP Youtube facebook まちねっと メール5地区



こんにちは「さいわい包括」です

心強い味方「成年後見制度」(法定後見制度について)

「成年後見制度」をご存知ですか?「聞いたことはある」「詳しくは知らない」「聞いたけど分かりづらい」などと思っている方は多いと思います。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより、物事を判断する能力が十分ではない人に対し、本人に不利益が生じないよう、生活面や法律的なことに配慮しながら、本人が安心して生活できるように、**援助者(後見人)**を決めて支援するための制度です。本人の意見を尊重し、希望に沿った支援を行うことを原則としています。

具体的には、どのような場面で後見人の支援が必要になるのでしょうか?

銀行や施設等から「後見人を立ててください」と言われる多くの場合は下記のような場面です。

<制度利用の動機>



1位	預貯金等の管理・解約 (判断能力が低下していると後見人しか定期預金の解約ができない)
2位	身上保護※生活の維持や介護・医療など身上の保護に関する法律行為のこと。 (家賃の支払い、賃貸借契約の更新、介護認定の申請手続き、病院への入院手続きなど)
3位	介護保険契約 (施設入所契約など)
4位	不動産の処分 (判断能力が低下すると意思確認ができないため売却できない)
5位	相続手続き (親族間で相続割合を協議する場合は必要)
6位	保険金受取 (判断能力がなくなると保険会社が保険金請求に応じてくれない)

(参考資料: 成年後見関係事件の概況R4年1月~12月 最高裁判所事務総局家庭局)

これらの場面以外でも、本人が後見人の同意を得ずに重要な法律行為を行った場合に、後見人はその行為を取り消す権限を持っているため、**悪徳商法などから本人を守る**こともできます。

成年後見制度を利用したい時の手続き

成年後見制度は**家庭裁判所に申立て**を行います。申立てを行うことができるのは、本人、四親等以内の親族です(親、祖父母、子、孫、ひ孫、兄弟姉妹、叔父叔母、甥姪、いとこなど)

誰が後見人になるのか

家庭裁判所が後見人を決めます(選任)。親族が必ず選任されるとは限りません。家庭裁判所は、本人の心身の状態や財産状況、候補者と本人の利害関係の有無、本人の意向などの事情を総合して、職権で選任します。本人の状況によっては弁護士や司法書士が選任される場合があります。

後見人への報酬額のめやす

本人の財産や後見人が行う事務内容などを総合的に考慮して、家庭裁判所が決定します。基本的には月額2万円ですが、管理する財産額が多いと月額3~6万円が目安です。

成年後見制度についてもう少し知りたい、相談したいという場合は、地域包括(4面)や社会福祉協議会・地域あんしんセンターたちかわ(☎042-529-8319)へご相談ください。

例えば



ご存じですか？一番身近で地域福祉を増進する 民生委員・児童委員＆主任児童委員さん

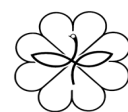
民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。うち一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

民生委員・児童委員さんの活動

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
⇒地域の見守り、地域活動への参加、一人暮らし高齢者調査など
2. 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
3. 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
4. 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
⇒地域福祉コーディネーター、地域包括支援センター。社会福祉法人やNPO法人等
5. 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
⇒市役所の関係部署、児童相談所等



イメージ
キャラクター
「ミンジー」



自らも **地域住民の一員** として

- **住民の立場** に立って
- 生活上の課題を抱え、支援が必要な人の **身近な相談相手** となり
- 行政等の関係機関による福祉サービス等の情報の提供、支援への **つなぎ役** となる

立川市においては、困りごとがない方に対しても、訪問活動を実施しているのが、民生・児童委員さんです。大変な活動ではありますが、やりがいもたくさんあります。少しでも“興味・関心がある”という方は、「協力員」という形でもお手伝いできます！



にんカフェ

〈毎月第1(水) 14時～15時〉

オンライン会議ツール「ZOOM」を利用して、自宅もしくはスマイルキッチン(幸町5-64)で毎回違うテーマで語ります。

体操教室

〈毎月第1(土) 14時～15時〉

オンライン会議ツール「ZOOM」を利用して、自宅もしくはスマイルキッチン(幸町5-64)で体操します。



▶地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談窓口。高齢者福祉の拠点として設置された機関で、市内には6箇所あります。砂川町・柏町・幸町・泉町の担当が「立川市北部中さいわい地域包括支援センター」です。



〈発行・連絡先〉

▶立川市社会福祉協議会

地域福祉コーディネーター

電話 042(534)9616

FAX 042(534)9617

E-mail dai5chiku@sweet.ocn.ne.jp

※地域包括支援センター内に席を置いて活動しています。

▶立川市北部中さいわい地域包括支援センター

立川市幸町4-14-1 (至誠キートスホーム内)

電話 042(538)2339

FAX 042(538)1302



田口 美幸